

居宅介護支援事業所における管理者要件について

(令和5年度介護保険指定事業者講習会資料より再掲)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）が、令和2年6月5日に公布されました。改正概要等は以下のとおりです。

1 改正概要

（1）管理者要件における例外規定の追加

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする（以下「管理者要件」という。）とされておりましたが、令和3年4月1日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画を記した書面を本市へ届け出た場合は、介護支援専門員を管理者とする取扱いが可能となります。（猶予期間は変更日から1年間）

※不測の事態とは

管理者本人の長期療養など健康上の問題の発生、あるいは急な退職や転居等のこと

（2）管理者要件適用の猶予期間の延長

令和3年3月31時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者要件の適用を令和9年3月31日まで猶予されます。

2 改正にともなう事務取扱の変更等について

（1）指定申請

指定年月日が令和3年4月1日以降、管理者要件を満たしていない指定申請は受理できません。

（2）変更届

変更年月日が令和3年4月1日以降である管理者に関する変更届であって、管理者要件を満たしていない場合は、「管理者確保のための計画書（参考様式65）」を必ず添付してください。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う
介護支援専門員証の有効期間の臨時的な取扱いについて
(令和5年度介護保険指定事業者講習会資料より再掲)

愛知県での新型コロナウイルス感染症のまん延状況及び介護支援専門員法定研修の実施状況を鑑み、令和2年2月25日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡に基づき、下記1の対象者については、下記2の期間において資格を喪失しない取扱いとされましたので御承知ください。

記

1 対象者

愛知県登録の介護支援専門員のうち、現在交付されている介護支援専門員証の有効期間の満了日が令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間にある者

2 資格を喪失しない取扱いとする期間

現在交付されている介護支援専門員証の有効期間の満了日の1年後の応当日まで

3 留意事項

- (1) 本内容の適用を受けるために手続等は必要ありません。愛知県発出の通知（NAGOYA かいごネットの R4.3.22 の新着記事に掲載）を介護支援専門員証と併せて保管し、必要に応じて提示してください。
- (2) 次回の更新時に交付される更新後の介護支援専門員証の有効期間（5年間）は本来の有効期間満了日から算定されます。
- (3) 上記2の期間の終期までに更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新申請を行う必要があります。
- (4) 本内容の取扱いは、主任介護支援専門員資格の有効期間には影響しません。各資格の有効期間の管理には十分に留意してください。
- (5) 本内容については、愛知県登録の介護支援専門員に限ります。他の都道府県に介護支援専門員登録がある場合は、登録のある都道府県へ取扱いを確認してください。

※お問い合わせは

愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指導第二グループ
(電話 052-954-6261) にお願いします。

特定入所者介護サービス費（補足給付）の見直しについて

1 概要

特定入所者介護サービス費（補足給付）について、令和6年8月より、居住費（日額）の負担限度額および基準費用額を一部引き上げる見直しがされました。

2 見直し内容

下表のとおり（網掛け部分が令和6年8月以降の金額です。）

利用者負担段階		預貯金額等 (*1) 要件 (夫婦の場合)	居住費（円）				食費（円）				
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的 多床室	従来型 個室	多床室	短期 入所	施設			
第1段階	生活保護等受給者	要件なし	820	490	490(320)	0	300	300			
	世帯全員が市町村民税 非課税の老齢福祉年金 受給者	1,000万円以下 (2,000万円以下)	880	550	550(380)						
第2段階	世帯全員が市町村民税 非課税かつ本人年金収入等 (*2) が年間80万円以下	650万円以下 (1,650万円以下)	820	490	490(420)	370	600	390			
			880	550	550(480)	430					
第3段階①	世帯全員が市町村民税 非課税かつ本人年金収入等 (*2) が年間80万円超120万円以下	550万円以下 (1,550万円以下)	1,310	1,310	1,310 (820)	370	1,000	650			
			1,370	1,370	1,370 (880)	430					
第3段階②	世帯全員が市町村民税 非課税かつ本人年金収入等 (*2) が年間120万円超	500万円以下 (1,500万円以下)	1,310	1,310	1,310 (820)	370	1,300	1,360			
			1,370	1,370	1,370 (880)	430					
基準費用額			2,006	1,668	1,668 (1,171)	377 (855)	1,445				
			2,066	1,728	1,728 (1,231)	437 (915)					

(*1) 第2号被保険者の預貯金額等の要件は、利用者負担段階にかかわらず1,000万円以下（夫婦の場合は2,000万円以下）です。

(*2) 合計所得金額（年金収入に係る所得部分を除く）と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計を指します。なお、合計所得金額とは前年の1月から12月までの1年間の総所得金額（事業所得、給与所得、雑所得など）、土地・建物等の譲渡所得金額（特別控除後）、上場株式等の配当所得金額、株式等の譲渡所得金額などの合計額（損失の繰越控除前）をいいます。また、平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げがなかったものと同額に調整して計算します。

※ 第1段階～第3段階②以外の方（市町村民税課税世帯の方）は基準費用額によらず、施設との契約金額をお支払いいただくことになります。

※ ()内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。